

医療機関などを受診される被災された皆さんへ
【国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者】



医療機関などの 窓口での 取り扱いが 変わります

7月1日から次のように変わります。

現在、窓口で次の条件に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている人について、平成23年7月1日からは、町または栃木県後期高齢者医療広域連合が発行する「一部負担金等免除証明書」の提示が必要となります。

■住民課国保年金係【028(677)6038】

窓口負担が免除となる条件

- ・次の①から⑥のいずれかに該当する人
- ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人
- ② 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った人
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である人
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人
- ⑥ 原発事故に伴い、政府の避難指示や屋内退避指示、計画的避難区域および緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている人

窓口負担の免除期間

平成23年3月11日から平成24年2月29日まで
(食事療養・生活療養の標準負担額については、平成23年8月31日までを予定)

免除を受ける方法

- ・医療機関などの窓口で「免除証明書」を提示してください。
(注1)をご覧ください)
- ・免除証明書を提示しないと、自己負担がかかります。
- ・免除対象に該当しているにもかかわらず、3月11日から6月30日までの期間に、一部負担金を医療機関の窓口を支払っていた場合、町に申請することで還付されます。(ただし、保険適用外は除かれます)
(注2)をご覧ください)

注1 「免除証明書」は、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入して、税務課において住家の半壊以上の「り災証明書」が発行されている世帯の人へ、町から6月下旬に送付済みです。条件に該当する人で証明書の交付を受けていない人または、失職・業務の休廃止、原発事故による避難などの条件に該当する人は、町にお問い合わせください。

注2 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されていて、住家の半壊以上の「り災証明書」を受けた人には、「免除証明書」に「還付申請書」を同封し送付しました。還付を申請される場合は、次の書類を持参の上、住民課国保年金係窓口で手続きをしてください。

◎申請手続きに必要なもの

- ① 被保険者証
- ② 印鑑
- ③ 免除証明書(免除申請が済んでいない場合は、免除申請を受けてください)
- ④ 医療機関などが発行した領収書、支払い証明書など、支払った一部負担金などの金額が確認できる書類
- ⑤ 還付金を振り込む口座情報があるもの

◇国民健康保険：世帯主名義のもの
◇後期高齢者医療：本人名義のもの
* 社会保険に加入されている人は、勤務先にお問い合わせください。

被災された人の国民年金免除申請

被災に伴い、住宅・家財・その他の財産(事業用に限る)について、おおむね1/2以上の損害を受けた人などは、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。申請には被災状況届の記入が必要です。被災前の財産価格・損害の程度・金額を事前に調べておくことがスムーズに進みます。
※詳細は宇都宮東年金事務所または町住民課へお問い合わせください。

● **必要書類** / 印鑑、被災状況届(年金機構ホームページからダウンロードまたは住民課で記入) ● **申請方法** / 平成23年7月末日までに宇都宮東年金事務所か住民課で申請
■宇都宮東年金事務所

■028(683)3217
■028(677)6038
■028(677)6038

■028(683)3217

後期高齢者医療保険料の減免

震災による被害のため、保険料の納付が困難な人については、保険料が減免になる場合がありますので、ご相談ください。
■住民課国保年金係

■028(677)6038